

工事監査（随時監査） 結果に基づき措置通知

（平成26年2月20日公表）

TE-CAAS

高松市監査委員告示第6号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己（よしだ まさみ）

山下 稔（やましたみのる）

井上 孝志（いのうえ たかし）

落合 隆夫（おちあい たかお）



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【工事監査（随時監査）結果に基づく措置通知一覧】

H26 .2.20

措置通知 No.	監査年度	告示日	告示番号※	区分	対象工事名	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
No.1	H23	H24.2.20	第3号	指摘	中部バイパス第3幹線工事	工事発注前に設計業務委託成果を検査すべきもの	P2	上下水道局 下水道整備課	H25.9.19
No.2				指摘		特記仕様書に必要事項を記載すべきもの	P3		

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

工事監査（随時監査）結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象工事名

平成23年度 中部バイパス第3幹線工事

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第3号

告示日

平成24年2月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年9月19日

指摘・意見の項目

工事発注前に設計業務委託成果を検査すべきもの

内容

本工事の設計は業務委託によって実施されているが、当該設計業務の完了検査実施前に工事が発注されているので、工事発注のための設計図書として完了前の設計業務成果を使用する場合は、当該設計箇所の中間検査等を行うよう改められたい。

公表文該当ページ

2ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/kouji/kouji23/ko220.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

上下水道局 下水道整備課

措置結果

平成24年度から、同種の設計業務の完了前に工事を発注する際、部分検査を実施し、検査完了をもって発注作業を行った。

工事監査（随時監査）結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象工事名

平成23年度 中部バイパス第3幹線工事

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第3号

告示日

平成24年2月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年9月19日

指摘・意見の項目

特記仕様書に必要事項を記載すべきもの

内容

特記仕様書は、工事の施工の明細または固有の技術的要求を定める図書であり、工事に関する技術的事項やその他必要な条件等を具体的に記載しておくことが望まれるため、本工事においては、特記仕様書には水質汚濁防止対策における水質管理項目やその基準値等を明記するとともに、参考とした基準書の名称を具体的に記載するなど、該当する工事に必要な事項を検討した上で記載するよう改められたい。

公表文該当ページ

3ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/kouji/kouji23/ko220.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

上下水道局 下水道整備課

措置結果

平成25年度から、特記仕様書に参考とした基準書の名称を具体的に記載するとともに、水質汚濁防止対策における水質管理項目を記載した。